

- | | |
|--------------------|--|
| 2月20日（月） | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （平成29年の提案募集の方針の決定） |
| 2月21日（火） | 事前相談・提案受付開始 |
| 5月19日（金） | 事前相談受付終了 |
| 6月6日（火） | 提案受付終了 |
| 6月9日（金） ～23日（金） | 共同提案の意向・支障事例等の補強照会 |
| 7月7日（金） | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （重点事項の決定） 関係府省への検討要請 |
| 7月～10月 | 提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング |
| 10月～ | 関係府省との調整 |
| 11月中下旬 | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （対応方針案の了承） |
| 12月中下旬 | 地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定） |

平成29年の提案総数：311件（H28：303件）

（内訳）

（参考：H28）

| | | | |
|---|------|-------|------|
| 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 | 210件 | —311件 | 209件 |
| 重点事項（フォローアップ案件含む）（ ） | 51事項 | | 42事項 |
| 重点事項と位置付けられた提案 | 96件 | | 50件 |
| 関係府省における予算編成過程での検討を 求める提案 | 28件 | | 33件 |
| その他 | 73件 | | 61件 |
| 提案団体から改めて支障事例等が具体的に 示された場合等に調整の対象とする提案 | 57件 | | 45件 |
| 提案募集の対象外である提案（ ） | 16件 | | 16件 |

地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件
提案募集の対象外である提案については、できる限り関連部局での対応を依頼

平成29年の地方からの提案の特徴

資料3

提案数の増加(H28:303件 311件)(事前相談 H28:473件 497件)
 市区町村からの提案団体数の増加(H28:96団体 130団体)(事前相談 H28:117団体 152団体)
 新規提案団体数の増加(H28:45団体 66団体)
 共同提案に関する新たな取組(全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体による共同提案 九州地方知事会、九州及び山口県内全市町村による共同提案 山梨県南部地域の町村による共同提案など)
 平成28年に引き続き、福祉関係(子育て・介護等)の提案が最多。(93件 115件)

< 提案団体数 >

(単位:団体数)

| 団体区分 | H28 | | H29 | |
|----------|-----|-------|-----|-------|
| 都道府県 | 43 | 29.7% | 45 | 24.5% |
| 市区町村 | 96 | 66.2% | 130 | 70.7% |
| 市区 | 78 | 53.8% | 100 | 54.3% |
| 町村 | 18 | 12.4% | 30 | 16.3% |
| 全国的連合組織等 | 6 | 4.1% | 9 | 4.9% |
| 計 | 145 | - | 184 | - |

九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にそれぞれ計上

< 提案件数 >

(単位:件数)

| 団体区分 | H28 | | H29 | |
|----------|-----|-------|-----|-------|
| 都道府県 | 180 | 59.4% | 186 | 59.8% |
| 市区町村 | 154 | 50.8% | 198 | 63.7% |
| 市区 | 138 | 45.5% | 177 | 56.9% |
| 町村 | 16 | 5.3% | 21 | 6.8% |
| 全国的連合組織等 | 92 | 30.4% | 111 | 35.7% |
| 計 | 303 | - | 311 | - |

共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない

< 提案形態 >

(単位:件数)

| 提案形態 | | H28 | | H29 | |
|--------|----|-----|-------|-----|-------|
| 単 独 | 当初 | 190 | 62.7% | 167 | 53.7% |
| | | 24 | 7.9% | 16 | 5.1% |
| 共 同 | 当初 | 113 | 37.3% | 144 | 46.3% |
| | | 279 | 92.1% | 295 | 94.9% |
| 計 | | 303 | - | 311 | - |

追加共同提案を反映した件数

< 提案内容 >

(単位:件数)

| 提案内容 | H28 | | H29 | |
|-------|-----|-------|-----|-------|
| 権限移譲 | 38 | 12.5% | 53 | 17.0% |
| 規制緩和等 | 265 | 87.5% | 258 | 83.0% |
| 計 | 303 | - | 311 | - |

平成29年の地方からの提案状況

資料4

| 団体数・件数 | |
|--------|-----------|
| 提案団体数 | 184 (145) |
| 提案件数 | 311 (303) |

| 提案区分 | 件数 |
|-------|-----------|
| 権限移譲 | 53 (38) |
| 補助金案件 | 0 (7) |
| 規制緩和 | 258 (265) |
| 補助金案件 | 76 (73) |
| 計 | 311 (303) |

| 提案区分 | 件数 |
|------------|-----------|
| 土地利用(農地除く) | 14 (24) |
| 農業・農地 | 28 (28) |
| 医療・福祉 | 115 (93) |
| 雇用・労働 | 3 (1) |
| 教育・文化 | 20 (17) |
| 環境・衛生 | 15 (19) |
| 産業振興 | 9 (23) |
| 消防・防災・安全 | 14 (16) |
| 土木・建築 | 25 (20) |
| 運輸・交通 | 19 (13) |
| その他 | 49 (49) |
| 計 | 311 (303) |

| 担当府省 | 件数 |
|-----------|-----------|
| 内閣官房 | 3 (1) |
| 内閣府 | 65 (65) |
| 警察庁 | 4 (9) |
| 個人情報保護委員会 | 1 (6) |
| 金融庁 | 2 (0) |
| 消費者庁 | 0 (1) |
| 総務省 | 42 (49) |
| 法務省 | 6 (6) |
| 財務省 | 3 (6) |
| 文部科学省 | 39 (41) |
| 厚生労働省 | 124 (113) |
| 農林水産省 | 35 (39) |
| 経済産業省 | 12 (31) |
| 国土交通省 | 68 (65) |
| 環境省 | 15 (17) |
| 計 | 311 (303) |

複数省庁にまたがる提案があるため、合計が一致しない

| 提案団体区分 | 団体数 | 件数 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 都道府県 | 45 (43) | 144 (166) |
| 市区 | 100 (78) | 91 (81) |
| 町 | 23 (16) | 8 (7) |
| 村 | 7 (2) | 2 (2) |
| 一部事務組合等 | 1 (1) | 34 (16) |
| 全国的連合組織 | 3 (2) | 3 (11) |
| 地方公共団体を構成員とする組織 | 5 (3) | 29 (20) |
| 計 | 184 (145) | 311 (303) |

()は昨年の数値

共同提案については、主たる団体をカウントしている

平成29年の当初共同提案の状況

| 新たな共同提案の取組 | 件数 |
|---|----|
| 全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体による提案 | 2 |
| 九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村による提案 | 4 |
| 山梨県南部地域の町村による提案(忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村) | 1 |
| その他の主な共同提案 | 件数 |
| 3以上の市町村による提案 | 3 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・鳴沢村、笠間市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 ・由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村 ・日田市、大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町 | |
| 兵庫県、県内市町による提案 | 10 |
| (例) <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 ・兵庫県、洲本市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合 | |
| 関西広域連合及び構成団体(府県、指定都市)による提案 | 28 |
| 関西広域連合を構成する府県、指定都市による提案 | 42 |
| 広域又は隣接の府県・市町村による提案 | 8 |
| (例) <ul style="list-style-type: none"> ・広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、広島市 ・和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合 ・愛媛県、広島県、松山市、八幡浜市、愛南町 ・岩手県、秋田県、奥州市 | |

地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの

（例）

- ・ 関連・類似事務の状況から、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが必要なもの
- ・ これまでの勧告等で存続のメルクマールに該当しない義務付け・枠付けの見直し
- ・ これまで進めてきた指定都市、中核市等への権限移譲等の更なる推進

住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

**平成28年までの対応方針において今後の検討事項とされているもの
のうち、これまでに専門部会で重点事項として審議した事項等、重点的に議論を深める必要があるもの**

| 重点の全体像 | 重点事項数 | 重点番号 | 該当頁 |
|------------------------|-------|---------|-------|
| 1 子育て・介護・医療等 | 22 | - | |
| (1) 子育て | 11 | 1番～11番 | 8～14 |
| (2) 介護・医療等 | 10 | 12番～21番 | 15～20 |
| (3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用 | 1 | 22番 | 21 |
| 2 地方創生分野 | 18 | - | |
| (1) 地域交通・まちづくり | 8 | 23番～30番 | 22～25 |
| (2) 地域資源の利活用等 | 10 | 31番～40番 | 26～30 |
| 3 防災・安全 | 7 | 41番～47番 | 31～34 |
| 4 その他（地方公共団体の事務の見直し） | 4 | 48番～51番 | 35～36 |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|---|--|--|---|
| 1 | <p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」等の見直し (児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正等】</p> | <p>宇治市、長洲町、須坂市、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神奈川県、徳島県、萩市、特別区長会、直方市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p> | <p>保育所等の職員配置基準について、緊急時などやむを得ない場合に限り、保育士以外の者を保育士の代替とすることを可能とする。</p> <p>保育所等の職員配置基準について、児童の実年齢に応じて配置することを可能とする。</p> <p>保育所等の居室面積基準について、特例的に「標準」として適用できる、現行の地域要件を緩和する。</p> <p>児童発達支援センターにおける食事提供や、保育所・認定こども園等における満3歳未満児への食事提供について、自園調理に限らず外部搬入によることも可能とする等、食事提供の要件を緩和する。【26年及び28年フォローアップ案件含む】</p> <p>一時預かり事業に係る人員配置要件について、利用児童数が少ない場合に、保育士に代わって、(1)又は(2)の人員配置で一時預かり事業を実施できるようにする。 ((1)保育士資格を有しないが十分な業務経験を有する者1名(2)子育て支援員研修修了者1名)</p> <p>人員・面積基準は国家戦略特区において、外部搬入は、構造改革特区において、同旨の規制緩和を議論中</p> |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|---|---|---|---|
| 2 | 放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し (児童福祉法) 【法律改正】 | 岐阜県、本巢市、中津川市、豊川市、半田市、出雲市、長洲町、全国知事会、全国市長会、全国町村会、栃木県、松山市、広島市 (文部科学省、厚生労働省) | 全国的に放課後児童支援員の確保が困難であり、国が定めた基準通りに放課後児童クラブを運営することが困難なことから、その人員資格及び人員配置について、現在「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」等に見直す。 【28年フォローアップ案件含む】 |
| | | | 放課後児童支援員となるための認定資格研修の実施主体に指定都市を追加する。 【28年フォローアップ案件】 |
| 3 | 幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正】 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合、松山市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省) | 幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等に係る事務(法第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条)について、中核市に移譲する。 |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|---|--|--|--|
| 4 | <p>子ども・子育て支援新制度に関する見直し (子ども・子育て支援法) 【法律改正等】</p> | <p>箕面市、高岡市、和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、京都市、関西広域連 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p> | <p>平成27年度に施行した子ども・子育て支援新制度について、保育所等の定員管理や支給認定の対象、関係する事務等を見直す。</p> <p>保育所や認定こども園等の設置者が定員を減少する際に、市町村長に対して行う「届出」について、「必要に応じて協議」とする。</p> <p>保育所や認定こども園等の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」とする。</p> <p>年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達して1号認定される子どもについて、年度当初から支給認定できるようにする。</p> <p>3号認定から2号認定への変更認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日に改める。</p> |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|---|--|---------------------------------|--|
| 5 | <p>子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)の実施要件 緩和</p> <p>(子育て援助活動支援事業(ファミ リ－・サポート・センター事業) 実施要綱)</p> <p>【要綱改正】</p> | <p>高知県 (厚生労働省)</p> | <p>子どもの預かりの場所について、援助を行う会員の自宅以外に、ファミリー・サ ポート・センターが借り上げた施設においても預かりを可能とする。</p> <p>地域の実情に応じ、会員数について50人未満の実施を可能とする。</p> |
| 6 | <p>家庭的保育事業等における 連携施設の要件緩和</p> <p>(児童福祉法)</p> <p>【省令改正】</p> | <p>越谷市 (内閣府、厚生労 働省)</p> | <p>家庭的保育事業等が確保すべき連携施設の機能のうち、保育事業者等の病気・休 暇等の際に当該家庭的事業者によって保育を行う「代替保育の提供」について、任 意項目とする。</p> |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等 (1) 子育て

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|---|--|---|--|
| 7 | 幼稚園を管理できる者の見直し (学校教育法、地方独立行政法人法) 【法律改正等】 | 奈良県 (総務省、文部科学省) | 幼稚園に課されている設置者管理の制限を見直し、地方公共団体が設置する公立幼稚園の管理について、既存の私立幼稚園や地方独立行政法人等への業務委託を可能とする。 |
| 8 | 児童養護施設における医療的ケアの充実 (平成24年4月5日付雇児発第0405号第11号通知) 【通知改正】 | 兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市 (厚生労働省) | 児童養護施設における看護師の配置について、現行「医療的ケアを必要とする児童が15人以上」とされている基準を、小規模施設においても医療的ケア児を多く抱える現場の実態等に併せた基準に変更する。 |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|--------------------------|--|
| 9 | 児童扶養手当に関する 事務の見直し (児童扶養手当法) 【法律改正等】 | 奥州市 (厚生労働省) | 児童扶養手当受給者が公的年金を遡及受給した際に、受給が重複する期間の児童扶養手当を返還する手続きについて、公的年金の遡及支給額から児童扶養手当の返還額を差し引いた額を支給できるようにする。 |
| 10 | 認定こども園等における 保育料に対する徴収権限 の強化 (児童福祉法) 【法律改正】 | 大阪市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省) | 認定こども園等において、税額の更正等により過年度分利用料を変更する場合等に、当該利用料の徴収方法について、地方公共団体が保護者から直接徴収を行えるようにする。 |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|---|--|--|
| 11 | <p>学校給食費の徴収に関する見直し</p> <p>(児童手当法、学校給食法、学校教育法、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、要保護および準要保護児童に対する就学援助費に係る事務処理要領、地方自治法) 【法律改正等】</p> | <p>伊丹市、徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合、横浜市 (内閣府、総務省、文部科学省)</p> | <p>保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用を拡大する。また、学校給食費等滞納金についても、自治体が強制徴収できるよう制度の見直しを行う。</p> <p>学校給食を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしで直接学校等へ交付することを可能とする。</p> <p>住民の利便性の向上のため、学校給食費のコンビニ納付が可能となるよう、地方自治法施行令又は学校給食法に私人への徴収委託を可能とする規定を設ける。</p> |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等 （2）介護・医療等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|---|---|
| 12 | <p>サテライト型養護老人ホームの設置に係る「従うべき基準」の見直し (老人福祉法) 【省令改正】</p> | <p>滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)</p> | <p>効率的な養護老人ホームの整備を進めるため、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、介護老人保健施設、病院及び診療所に加えて、養護老人ホームも可能とする。</p> <p>【28年フォローアップ案件】</p> |
| 13 | <p>小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し (介護保険法) 【省令改正】</p> | <p>鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、狛江市 (厚生労働省)</p> | <p>小規模多機能型居宅介護事業所の人材の不足を解消するため、日中の時間帯における通いサービスの従業者の員数の基準を緩和する。</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業者の新規参入の促進及び円滑な業務の継承を図るため、代表者に係る要件（就任前の研修受講）を緩和する。</p> |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等 (2) 介護・医療等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|---|--|--|
| 14 | <p>訪問介護のサービス提供責任者の兼務に係る「従うべき基準」の見直し (介護保険法) 【省令改正】</p> | <p>八王子市、狛江市 (厚生労働省)</p> | <p>「訪問型サービスA（介護予防・日常生活支援総合事業）を行う事業所」の人材不足を解消するため、「指定訪問介護事業所（居宅サービス事業）」又は「従前の介護予防訪問介護に相当するサービス（介護予防・日常生活支援総合事業）を行う事業所」のサービス提供責任者が「訪問型サービスAを行う事業所」に従事することを可能とする。</p> |
| 15 | <p>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲 (介護保険法) 【法律改正】</p> | <p>山口県、中国地方知事会、金沢市、九州地方知事会 (厚生労働省)</p> | <p>指定に係る事業所が一の中核市に所在する介護サービス事業者（地域密着型サービス事業のみを行う者を除く。）の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を都道府県から中核市に移譲する。</p> <p>地域密着型サービス事業のみを行う者については市町村が実施。</p> |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等 (2) 介護・医療等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|---|---|---|
| 16 | 介護支援専門員の登録に関する見直し (介護保険法) 【法律改正】 | 宮城県、山形県、 広島県 (厚生労働省) | 介護支援専門員が専門員証を失効した状態で業務を行った場合における登録消除について、都道府県知事の裁量により消除しないことを可能とする。 |
| | | | 介護支援専門員の登録消除後の欠格期間について、5年から短縮する。 |
| 17 | へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和 (医療法) 【通知改正】 | 兵庫県、多可町、 滋賀県、和歌山 県、鳥取県、徳 島県 (厚生労働省) | 無床のへき地診療所において管理者の医師が診療所内に不在の場合であっても、代診医と連絡を取ることができるときには診療を可能とする。 |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等 （2）介護・医療等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|---|--|
| 18 | <p>喀痰吸引等業務に関する登録等事務の都道府県から指定都市への移譲 (社会福祉士及び介護福祉士法) 【法律改正】</p> | <p>広島市 (厚生労働省)</p> | <p>介護サービス事業所において、喀痰吸引等の業務が適切に行われているかを円滑に確認することができるように、喀痰吸引等業務に関する登録等の事務を都道府県から指定都市に移譲する。</p> |
| 19 | <p>介護福祉士試験の受験資格に関する見直し (社会福祉士及び介護福祉士法) 【省令改正】</p> | <p>京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、長野県 (文部科学省、厚生労働省)</p> | <p>介護福祉士試験について、実務者研修の受講時間の見直し、福祉系高校で取得した福祉科目の単位の介護福祉士養成施設で取得が必要な単位への通算を可能とする。</p> |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等 (2) 介護・医療等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|---|--|--|
| 20 | 生活保護制度関連の見直し (生活保護法) 【法律改正等】 | 九州地方知事会、 岐阜市、郡山市、 広島市、指定都 市市長会、千葉 市 (総務省、法務 省、厚生労働 省) | <p>指定都市の事務処理能力や事務の効率化、処分庁と審査庁が異なることによる受給者の分かりにくさといった観点を踏まえ、生活保護の決定等に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲する。</p> <p>申請の意思表示ができない等の状況にある成年被後見人であっても広く必要な保護を受けることができるよう、成年後見人による生活保護の申請を可能とする。</p> <p>不正受給の場合の徴収金と保護費の調整について、保護受給者の同意等があれば、その上限額の弾力的運用を可能とする。</p> <p>急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金について、不正受給の場合の徴収金と同様に、あらかじめ保護費と調整すること(【28年フォローアップ案件】)及び 破産法における取扱い等管理の在り方(【27年フォローアップ案件】)、を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p> |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等 （2）介護・医療等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|----------------------------|--|
| 21 | <p>無料低額宿泊事業に係る 届出制の見直し (社会福祉法) 【法律改正】</p> | <p>指定都市市長会 (厚生労働省)</p> | <p>無料低額宿泊所の設置・運営について、都道府県等が適切に指導・監督できるよう、「届出制」を「許認可制」に見直し、事業者が提供するサービス内容等について法律上の規定を設ける。</p> <p>(無料低額宿泊事業)</p> <p>社会福祉法に定める第二種社会福祉事業の一つ。生活困難者のために無料又は低額で施設を利用させるもので、事業を開始した時は都道府県知事等への届出が必要。</p> <p>なお、第一種社会福祉事業は、許可制。</p> |

重点事項について（案）

1 子育て・介護・医療等

(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|--|---|
| 22 | <p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】</p> | <p>九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村、千葉県、豊田市 (内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)</p> | <p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の項目を追加する。</p> <p>措置入院患者等の費用徴収事務について地方税関係情報を追加【28年フォローアップ案件含む】</p> <p>予防接種事務について身体障害者手帳関係情報等を追加</p> <p>社会保障等給付事務について療育手帳関係情報等を追加【28年フォローアップ案件含む】</p> |

重点事項について（案）

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|--|---|
| 23 | 地域公共交通に係る制度・運用の見直し (道路運送法等) 【通知改正等】 | 兵庫県、洲本市、鳥取県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、京都市、堺市、新潟市、上越市、岡山県、広島県、山口県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、中国地方知事会 (警察庁、国土交通省) | <p>これまでの道路運送法や地域公共交通活性化再生法の改正等により、地方公共団体が主体となって、地域公共交通会議等で協議・合意形成を図ることにより、地域の実情に合った地域公共交通を実現することとされた。</p> <p>こうした取組をより一層推進することが可能となるよう、地域公共交通会議や自家用有償運送等に関して制度・運用の見直しを行う。</p> |
| 24 | 自動車運転代行業に係る指導・監督制度の見直し (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律) 【法律改正】 | 静岡県 (警察庁、国土交通省) | <p>「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。</p> |

重点事項について（案）

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|------------------|--|
| 25 | 道路占用許可に係る基準の弾力化 (道路法) 【法律改正】 | 広島市 (国土交通省) | 道路の占用許可は、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合に限って行うことができるとされているが、道路管理者が、道路交通に支障がなく、占有させることが適切と認める場合には、無余地性の基準にかかわらず、許可することが可能となるよう、道路占用許可基準を弾力化する。 |
| 26 | 駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和 (道路法、都市計画法、建築基準法) 【法律改正】 | 特別区長会 (国土交通省) | 駅前広場等において立体道路制度を活用したまちづくりを可能とするため、同制度が活用できる道路として自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている適用要件を緩和する。 |

重点事項について（案）

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|------------------------------------|--|
| 27 | 駐車場出入口設置に係る 規制緩和 (駐車場法) 【政令改正】 | 長崎市、指定都 市市長会 (警察庁、国土交 通省) | 路外駐車場の出入口を設置できないとされている「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」(28年フォローアップ案件)、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」について、安全や交通渋滞の防止等の観点から、一定の場合、路外駐車場の出入口を設置できるよう規制を緩和する。 |
| 28 | 町村の都市計画に係る都道 府県同意の廃止 (都市計画法) 【法律改正】 | 酒々井町、全国 町村会 (国土交通省) | 町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意(市は協議)を廃止し、協議のみとする(市と同様の制度とする。) 【26年フォローアップ案件】 |

重点事項について（案）

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|------------------------------|---|
| 29 | 給水区域の縮小に係る許可 基準の明確化 (水道法) 【通知改正】 | 豊田市 (厚生労働省) | 水道事業者が給水区域の縮小を行う場合に必要となる厚生労働大臣の許可基準を 明確化する。 |
| 30 | 甲種農地の転用等の許可に 係る要件の緩和 (農地法、土地収用法) 【法律改正】 | 宮城県、広島県 (農林水産省、国 土交通省) | 甲種農地()に係る転用等の許可について、現行、土地収用法に基づく事業認定 の告示が許可の要件とされているが、地権者等から反対がない等により事業認定の 告示がされない場合でも、甲種農地の転用等の許可を可能とする。 市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(土地改良事業完了後 8年以内)等、特に良好な営農条件を備えている農地 |

重点事項について（案）

2 地方創生分野

（2）地域資源の利活用等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|---|--|--|
| 31 | <p>所有者不明土地・空家等の 適正管理に係る見直し (所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン、空家等対策の推進に関する特別措置法) 【法律改正等】</p> | 中津川市、兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省) | <p>公共事業による土地の利活用の推進のため、長期間相続登記がなされていないなど所有者を特定することが困難な土地について、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築する等の手続きの簡素化を行う。</p> <p>空家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが難しい場合は、地方公共団体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすることで、空家の適正管理を促す。</p> |
| 32 | <p>地方公共団体が独自に整備した住宅の公営住宅への転用を可能とする規制緩和 (公営住宅法、地方自治法) 【法律改正】</p> | 掛川市、袋井市、埼玉県 (総務省、国土交通省) | <p>現在、公営住宅の整備手法は、建設、買取り、借上げに限定されているが、再開発住宅など地方公共団体が公営住宅法に基づかずに独自に整備した住宅についても、公営住宅に転用し、公営住宅法の適用を受けることを可能とする。</p> <p>それにより、地方公共団体が独自に整備した住宅等についても、公営住宅法に基づく管理代行制度等の活用を可能とする。</p> |

重点事項について（案）

2 地方創生分野

（2）地域資源の利活用等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|---|---|
| 33 | <p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和 （公有地の拡大の推進に関する法律） 【政令改正】</p> | <p>指定都市市長会 (国土交通省)</p> | <p>公有地の拡大の推進に関する法律の手續により取得した土地について、利用制限を緩和する。 【28年フォローアップ案件】</p> |
| 34 | <p>P F I 事業により将来の用途廃止が確定している行政財産（土地）に係る売払い制限の緩和 （地方自治法） 【法律改正】</p> | <p>愛知県 (総務省)</p> | <p>行政サービスを提供する施設の建替整備をPFI事業として実施し、施設の集約化等を図るに当たり、建替終了後に余剰地となることが確定している行政財産(土地)について、既存の家屋による行政サービスの提供が継続されている間においても、売払いを可能とする。</p> |

重点事項について（案）

2 地方創生分野

（2）地域資源の利活用等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|---|--|
| 35 | <p>市民農園を開設できる者の要件の緩和 (市民農園整備促進法、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律) 【省令改正】</p> | <p>多可町 (農林水産省、国土交通省)</p> | <p>市民農園の開設主体となることができる者は、現行、個人又は法人に限定されているが、自治会や集落営農組織等の任意団体についても開設主体となることを可能とする。</p> |
| 36 | <p>農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大 (尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて、合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて) 【通知改正】</p> | <p>兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 (農林水産省、国土交通省、環境省)</p> | <p>地域資源を活用した6次産業化の推進のため、畜産食料品製造業や酒類製造業等の事業場排水について、その排出量や性状及び特性を踏まえ、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種として追加する。</p> |

重点事項について（案）

2 地方創生分野

（2）地域資源の利活用等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|----------------------|---|
| 37 | <p>土壤汚染のおそれがない土地の形質変更などに関し、土地の所有者等から都道府県知事への届出義務を廃止 (土壤汚染対策法) 【省令改正】</p> | <p>栃木県 (環境省)</p> | <p>通常、人が踏み入らない保安林で行われる治山工事や、他の調査など既存の知見により汚染のないことが明らかになっている土地で行われる工場建設等について、森林の公益的機能の速やかな向上や企業活動の活性化等を図るため、土地の所有者等から都道府県知事への届出を不要とする。</p> |
| 38 | <p>国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等 (自然公園法) 【法律改正】</p> | <p>千葉県 (環境省)</p> | <p>国定公園において、経営危機にある公園計画に位置付けられた施設を再建するに当たり、投資を呼び込むための機動的な対応を可能とするため、同計画には位置付けられていない業態への変更等軽微な計画変更の場合は、都道府県に判断権限を移譲するなど、速やかに計画変更する制度構造とする。</p> |

重点事項について（案）

2 地方創生分野

（2）地域資源の利活用等

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|---|--|---|
| 39 | <p>文化財保護、博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管すること等を可能とする規制緩和 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等) 【法律改正】</p> | <p>鳥取県、山口県、徳島県、大分県、北海道、群馬県、九州地方知事会 (内閣官房、文部科学省)</p> | <p>現在、教育委員会が所管することとなっている文化財保護、博物館等について、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、様々な分野と連動した文化資源の活用等を図ることができるよう、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とする。</p> <p>また、災害により毀損した文化財等の復旧事業について、一定の場合、地方公共団体の判断の下、事業着手できるようにすること。</p> <p>【26年フォローアップ案件含む】</p> |
| 40 | <p>奨学金を活用した大学生等の地方定着促進制度の見直し (地方創生枠の要件等に関する手引) 【手引改正】</p> | <p>香川県 (文部科学省)</p> | <p>日本学生支援機構の無利子奨学金を活用して大学生等の地方定着等を促進するための「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」の推薦について、「在学採用」に加え、「予約採用」も対象とすることを可能とする。</p> |

重点事項について（案）

3 防災・安全

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|----------------------|--|
| 41 | <p>大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とするよう見直し (災害対策基本法) 【法律改正】</p> | 九州地方知事会 (内閣府、総務省) | <p>大規模災害時において、被災地方公共団体から応援を求められた都道府県が区域内市区町村に応援を求めることを可能とすることにより、都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする。</p> |
| 42 | <p>災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするよう見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律) 【法律改正】</p> | 岩泉町 (内閣府) | <p>市町村が災害により被害を受けた世帯に対して貸し付ける災害援護資金の貸付利率(法律上年3%と明記)を市町村が条例で引き下げることが可能とする。</p> |

重点事項について（案）

3 防災・安全

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|--|---|
| 43 | 罹災証明制度の見直し (災害対策基本法) 【通知改正】 | 由布市、大分市、 中津市、日田市、 佐伯市、臼杵市、 竹田市、豊後高田 市、杵築市、宇佐 市、豊後大野市、 国東市、日出町、 九重町、玖珠町、 姫島村 (内閣府、金融庁、 財務省) | 罹災証明に係る被害認定調査について、民間保険会社との調査方法の統一、連携 による調査の実施、調査結果の相互活用を可能とすること等の見直しを行う。 |
| 44 | 地方公共団体等が実施する 災害ボランティアツアーに 係る旅行業法の適用除外 (旅行業法) 【法律改正】 | 兵庫県、滋賀県、 京都府、和歌山 県、京都市 (国土交通省) | 実費相当の参加費を徴収して、地方公共団体及び社会福祉協議会が実施する災害 ボランティアツアーについては、旅行業法の適用除外とする。 |

重点事項について（案）

3 防災・安全

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|----------------------------|---|
| 45 | <p>河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件の見直し (河川法) 【政令改正等】</p> | <p>宮城県 (国土交通省)</p> | <p>河川管理者が河川管理施設の維持・管理等を委託する場合、現在は、操作を伴う河川管理施設の管理等の委託先は関係地方公共団体に限定されているが、民間企業や地元自治会への委託も可能とする。</p> |
| 46 | <p>新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し (道路法) 【省令改正】</p> | <p>徳島県、豊田市 (国土交通省)</p> | <p>橋梁等の点検については、近接目視により5年に1回の頻度で実施することを基本とされているが、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするため、小型無人機等の新技術を活用した点検手法を導入し、地方の実情に沿った頻度で点検できるよう点検手法等を多様化・弾力化する。</p> |

重点事項について（案）

3 防災・安全

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|--|--|
| 47 | 国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し (航空法) 【法律改正等】 | 忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 (国土交通省) | ドローン等無人航空機の飛行方法に係る大臣承認に関して、飛行空域となる当該市町村に対し、当該承認に関する情報を共有するとともに、承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客等に著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村が現場で飛行方法の注意や中止を求めることを可能とする。 |

重点事項について（案）

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|--|---|---|
| 48 | <p>原体を製造・輸入する毒物劇物製造業・輸入業の登録等事務の国から都道府県への移譲 (毒物劇物取締法) 【法律改正】</p> | 九州地方知事会、 栃木県 (厚生労働省) | <p>毒物及び劇物の原体の製造業及び輸入業に係る登録等の事務を国から都道府県に移譲する。</p> <p>製剤の製造（小分け含む。）又は原体の小分けのみを行う製造業及び製剤の輸入業に係る登録等の事務は都道府県が実施</p> |
| 49 | <p>都道府県経由事務の見直し (自転車競技法、建設業法、不動産の鑑定評価に関する法律) 【法律改正】</p> | 富山県、神奈川県、 愛知県、埼玉県、九州地方知事会 (経済産業省、国土交通省) | <p>国に対して行う以下の申請等について、申請者等の利便性向上や、地方公共団体の事務負担軽減のため、都道府県経由の義務付けを廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競輪に係る開催届 ・建設業許可申請等 ・不動産鑑定士試験の受験申込 [28年フォローアップ案件] |

重点事項について（案）

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

| | 提案 | 提案団体 (関係府省) | 概要 |
|----|---|---|--|
| 50 | <p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律） 【法律改正】</p> | <p>塩尻市 (文部科学省)</p> | <p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分について、行政不服審査法による審査請求の審査庁を明確にする。</p> |
| 51 | <p>通知カードの住所変更に係る追記事務の見直し （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） 【通知改正】</p> | <p>豊田市 (総務省)</p> | <p>通知カードの住所変更に係る追記事務の負担軽減について、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえて見直しを行う。</p> <p>【28年フォローアップ案件】</p> |

| | 提案団体 (関係府省) | 提案 | 概要 |
|---|---|--|--|
| 1 | 九州地方知事会 (総務省) | 情報通信基盤の整備に係る補助対象要件の緩和 (情報通信基盤整備推進補助金交付要綱) | 情報通信基盤整備推進補助金の補助対象に、自然災害による大規模な修繕費等を加えるよう、要件緩和を行う。 |
| 2 | 兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合 (国土交通省) | 空き家再生等推進事業における改修後の用途の拡充 (社会資本整備総合交付金交付要綱) | 空き家再生等推進事業について、住宅や事業所としての活用等地域や利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、改修後の用途の限定を見直す。 |
| 3 | 東近江市 (厚生労働省) | 医療的ケア児保育支援モデル事業における補助要件の緩和 (医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱) | 保育対策総合支援事業費補助金の補助対象に、看護師が常勤する場合及び民間保育所等が看護師を雇用した場合を加えるよう、要件緩和を行う。 |

提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

資料8

最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの

| | 提案団体 (関係府省) | 提案 | 概要 | 理由 |
|---|-----------------------|--|--|---|
| 1 | 山梨県 (国土交通省) | 国土利用計画法第39条に基づく土地利用審査会の委員の任免に係る手続の簡素化 (国土利用計画法) | 土地利用審査会の委員の任免に係る議会同意の手続きを廃止する。 | 平成26年の提案募集において議論済み。 閣議決定では、「土地利用審査会（39条10項）については、委員任期の延長や審査会開催方法の簡素化など事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う。」とされ、国土交通省において、土地利用審査会の委員任期や開催方法等について、毎年5月頃に自治体向けに配布する基礎資料集や全都道府県・政令市を構成員とする土地対策全国連絡協議会の場等を活用して情報提供しているところ。 |
| 2 | 神奈川県、愛知県 (内閣府、総務省) | 公共施設等運営権制度（コンセッション）に関する見直し (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、地方自治法) | 公の施設にコンセッション方式を導入する場合に必要となる、PFI法による運営権の設定及び地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重畳適用)に係る手続を見直す。 | 「産業競争力の強化に関する実行計画（2017年版）」（平成29年2月10日閣議決定）及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年6月16日成立）附則第2条の検討規定において、指定管理者制度の重畳適用について見直しの方向性が示されている。 |

提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

支障事例が具体的にないもの

| | 提案団体 (関係府省) | 提案 | 概要 | 理由 |
|---|---|---|---|--|
| 3 | 長野県 (農林水産省) | 農業用排水施設の更新 に係る農振除外の要件緩和 (農業振興地域の整備に関する 法律) | 農業用排水施設の更新については、当該更新事業の計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、土地改良事業等から除外し、当該更新事業完了後8年未経過の場合であっても農振除外が可能となるものとする。 | 平成26年の提案募集において議論済み。 農林水産省は、「農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適當。」としつつ、一方で、「土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2に基づき地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能」としている。 |
| 4 | 関西広域連合、 滋賀県、京都府、 兵庫県、和歌山 県、鳥取県、京 都市、堺市 (経済産業省) | 中小企業等経営強化法に 係る事務・権限の国から 関西広域連合への移譲 (中小企業等経営強化法) | 中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、府県域をまたぐ経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等の権限を関西広域連合に移譲する。 | 府県域をまたぐ経営革新計画の承認、報告の徴収等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際の承認事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。 |

| | 提案団体 (関係府省) | 提案 | 概要 |
|---|------------------------------------|--|--|
| 1 | 全国知事会、全国市長会、全国町村会 (厚生労働省) | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化 (児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、放課後児童支援員等研修事業実施要綱) | 放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直す。 |
| 2 | 山口県、中国地方知事会、金沢市、九州地方知事会 (厚生労働省) | 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲 (介護保険法) | 指定に係る事業所が一の中核市に所在する介護サービス事業者（地域密着型サービス事業のみを行う者を除く。）の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を都道府県から中核市に移譲する。 地域密着型サービス事業のみを行う者については市町村が実施。 |
| 3 | 千葉県 (環境省) | 国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等 (自然公園法) | 国定公園において、経営危機にある公園計画に位置付けられた施設を再建するに当たり、投資を呼び込むための機動的な対応を可能とするため、同計画には位置付けられていない業態への変更等軽微な計画変更の場合は、都道府県に判断権限を移譲するなど、速やかに計画変更する制度構造とする。 |
| 4 | 香川県 (文部科学省) | 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進制度の見直し (地方創生枠の要件等に関する手引) | 日本学生支援機構の無利子奨学金を活用して大学生等の地方定着等を促進するための「地方創生に係る特別枠（地方創生枠）」の推薦について、「在学採用」に加え、「予約採用」も対象とすることを可能とする。 |

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案のうち、内閣府他部局における検討状況を踏まえつつ対応する予定の提案

| | 提案団体 (関係府省) | 提案 | 概要 | 連携部局 |
|---|---|---|--|-----------------------|
| 1 | 神奈川県 (厚生労働省) | 児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準) | 保育所における外部搬入については5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。 | 地方創生推進事務局 (構造改革特区) |
| 2 | 大阪府、京都府、 兵庫県、和歌山県、 大阪市 (内閣府、厚生労働省) | 保育所等の人員配置基準の緩和 (認定こども園法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準) | 保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。 | 地方創生推進事務局 (国家戦略特区) |
| 3 | 大阪府、京都府、 兵庫県、和歌山県、 大阪市 (内閣府、厚生労働省) | 保育室等の居室面積基準の緩和 (児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準) | 第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるように見直しを求める。 | 地方創生推進事務局 (国家戦略特区) |

内閣府他部局と連携・分担して対応する提案（例）

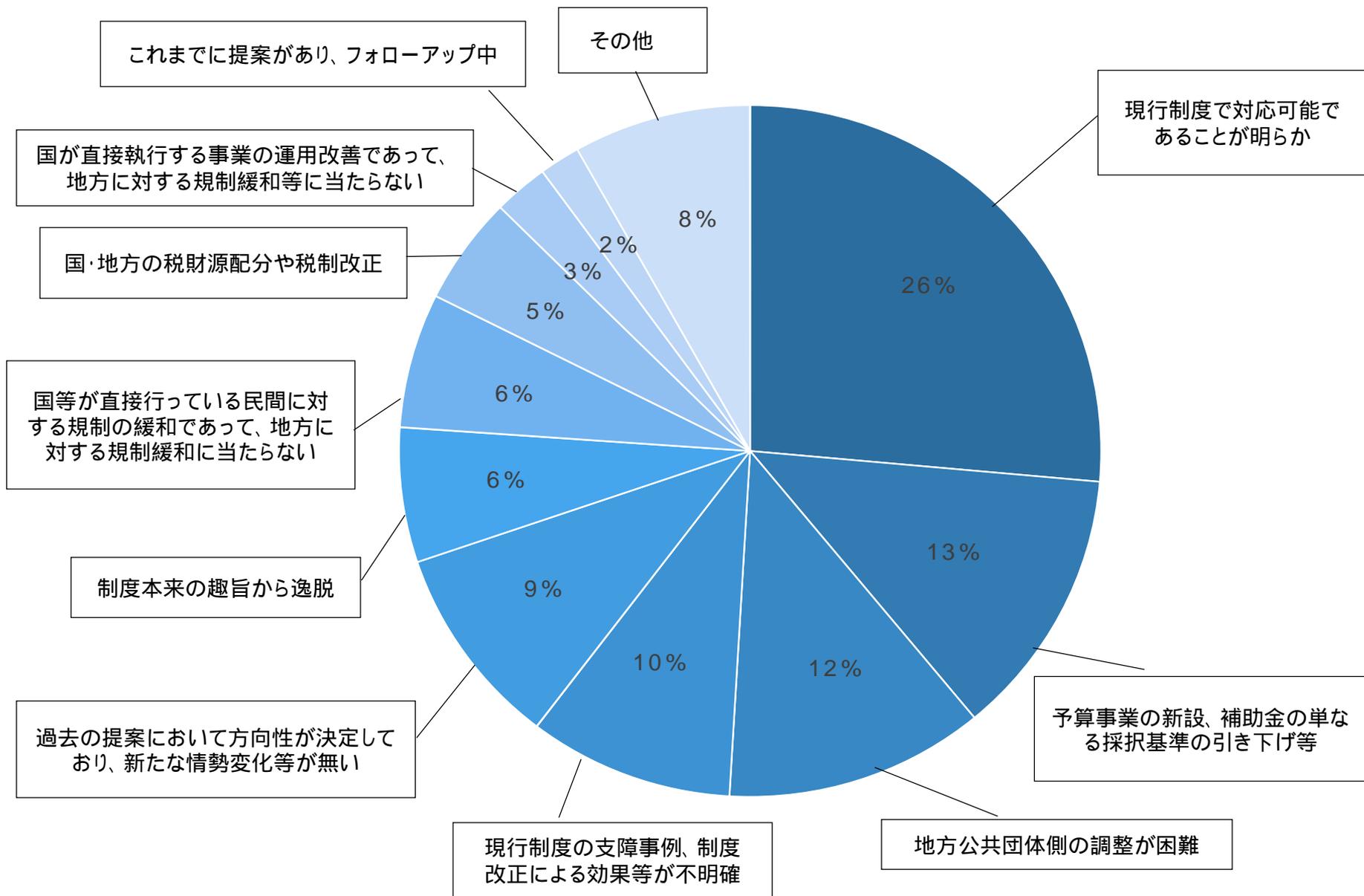
対象外案件のうち、内閣府他部局に対応を依頼する提案

| | 提案 | 概要 | 関連部局への対応依頼 |
|---|--|---|---|
| 1 | 林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和 (林業種苗法) | 林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和（配布区域指定の廃止、指定を続ける場合は配付区域の拡大や区域指定の広域化等）。 | 民間事業者に対する規制緩和を求める提案であり、地方に対する規制緩和に当たらないため対象外であるが、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインでの対応を依頼。 |
| 2 | 精神障がい者の雇用促進に向けた法定雇用障がい者数の算定方法の見直し（就労時間） (障害者の雇用の促進等に関する法律) | 精神障がい者の就労時間について、短時間労働の下限である週20時間を緩和する。 | 障害者雇用率制度は、広く事業者に一定の障害者雇用の義務を課し、障害者の雇用の促進を図るものであり、地方に対する規制緩和に該当しないため、対象外であるが、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインでの対応を依頼。 |

| | 提案 | 概要 | 対象外である理由 |
|---|---|--|--|
| 1 | <p>市内における衆議院議員小選挙区の区割りの見直し （公職選挙法）</p> | <p>笠間市は、平成18年3月に旧笠間市、旧友部町、旧岩間町の1市2町が合併し1つの自治体となったが、衆議院議員小選挙区の区割りは、旧笠間市の区域が1区、旧友部町と旧岩間町の区域が2区となっており、笠間市に2つの選挙区が存在している。これを1つの選挙区となるよう区割りの見直しを要望する。</p> | <p>国政選挙の実施方法の変更を求める提案であり、「国が直接執行する事業の運用改善」に該当するため。</p> |
| 2 | <p>浄化槽市町村整備型の交付要件の弾力化 （浄化槽市町村整備推進事業実施要綱）</p> | <p>合併処理浄化槽への転換に効果的な浄化槽市町村整備型の交付要件（循環型社会形成推進交付金）について、戸数要件を見直すこと。</p> | <p>単なる採択基準の引下げを求める提案であるため。</p> |

事前相談がなされたものの、提案に至らなかった案件の概況

資料12



その他：地方に対する義務付けの強化など分権にそぐわないもの、更に検討を深める必要があるもの、単なる要望に過ぎないもの等

・平成26年～28年の対応方針において、平成28年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

前々回会議（平成28年11月17日）及び前回会議（平成29年2月20日）で結論を報告したものを除く。
平成26年対応方針において、平成28年（度）中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。

平成28年対応方針

（1）都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 28年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 |
|-----|---|-----------------------|--|--|
| 1 | 施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲 （子ども・子育て支援法） | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、 <u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については、当該施設・事業所を管轄する指定都市の長又は中核市の長が処遇改善等加算の認定を行うことを、平成29年4月に全国の地方公共団体へ通知を発出した。 |
| 2 | 若年性認知症支援コーディネーターの配置に係る権限の指定都市への移譲 （若年性認知症施策総合推進事業実施要綱） | 厚生労働省 | 若年性認知症支援コーディネーター設置事業については、実施主体に指定都市を加えることについて検討し、 <u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 検討の結果、若年性認知症支援コーディネーター設置事業の実施主体に指定都市を加えることとし、平成30年度予算編成過程において、国庫補助等の財源措置について調整を行う。 |

(2) 義務付け・枠付けの見直し等
農地・農業

| No. | 事項 | 関係府省 | 28年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 |
|-----|--|----------------------------------|---|--|
| 3 | <p>「強い農業づくり交付金」の市町村經由事務の廃止 (強い農業づくり交付金実施要綱)</p> | 農林水産省 | <p>強い農業づくり交付金の執行に係る經由事務については、同交付金の執行に係る都道府県と市町村との役割分担の在り方について検討し、都道府県、市町村、事業実施主体等の意見も踏まえ、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>市町村の関与の是非について、平成28年度中に、都道府県等にアンケート調査を実施したところ、引き続き市町村が関与すべきとする意見が多数を占めたこと等を踏まえ、強い農業づくり交付金の執行に係る經由事務における都道府県と市町村の役割分担については、現行どおりとすることとした。</p> <p>なお、現行制度においても、特例として、事業実施主体が広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合等にあつては、市町村を經由しないことが可能とされており、実際に、この特例を活用した例も存在する。</p> <p>本年4月、この特例について、地方農政局等を通じた事務連絡により、都道府県及び市町村に周知を図った。</p> |
| 4 | <p>農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用 (農村地域工業等導入促進法)</p> | 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | <p>工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <p>「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」が平成29年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された。(公布後2ヶ月以内の施行)</p> <p>改正法では、農村地域に導入できる業種を「工業等」から「産業」と改め、業種の限定を廃止した。</p> |

医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 28年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 |
|-----|---|----------------------|--|--|
| 5 | <p>家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和 (児童福祉法及び子ども・子育て支援法)</p> | <p>内閣府 厚生労働省</p> | <p>家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、<u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>平成28年度は、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価・検討を実施し、食事提供の外部搬入について、現行認められている搬入施設以外の事業者からの搬入を行うことについて、論点整理を行った。平成29年度も、同委員会において、継続して評価・検討を実施中。平成29年に決定予定の構造改革特別区域推進本部の対応方針を踏まえて、今後の措置を検討予定。</p> |
| 6 | <p>延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和 (児童福祉法及び子ども・子育て支援法)</p> | <p>内閣府 厚生労働省</p> | <p>延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)(対象児童が少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、<u>平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>延長保育事業又は一時預かり事業を実施する民間保育所等を運営する法人が、同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2名以下であるときに、安全な保育環境の確保等の一定の条件の下、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とすることを、平成29年4月に全国の地方公共団体へ通知を発出した。</p> |

| No. | 事項 | 関係府省 | 28年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 |
|-----|---------------------------------------|-------|---|--|
| 7 | 生活困窮者自立支援制度における事務の簡素化 (生活困窮者自立支援法) | 厚生労働省 | 生活困窮者自立支援制度に関する「支援状況調査」については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、 <u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 各地方公共団体から厚生労働省への報告期限を延長することを内容とする事務連絡を、平成28年12月27日に発出した。 |

運輸・交通

| No. | 事項 | 関係府省 | 28年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 |
|-----|---------------------------------|-------|--|--|
| 8 | 道路運送法上の申請事案に係る手続の簡素化 (道路運送法) | 国土交通省 | 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、 <u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請については、路線図等の書類を運輸支局等に提出する必要があるが、これらの書類のうち、地域公共交通会議における協議書類と重複し、かつ、変更なく協議が調ったものについては、提出の省略を可能とする。なお、その手段については今後検討し、平成29年中に措置する。 |

平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

医療・福祉

| No. | 事項 | 関係府省 | 27年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 |
|-----|--|-------|--|---|
| 1 | <p>軽費老人ホーム（ケアハウス）の費用徴収基準の見直しについて （老人福祉法）</p> | 厚生労働省 | <p>軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る利用者からの徴収額については、財源が都道府県等に移譲されてから10年以上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、<u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>学識経験者や事業者団体、地方公共団体から構成される検討委員会を立ち上げ、軽費老人ホームにおける利用者負担等の費用徴収の実態把握及び今後の基準のあり方について検討を行い、提言がなされた。提言を踏まえ、「軽費老人ホームの利用料に係る取扱い指針」（平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知）については、当面の間、引き続き技術的助言として示すこととし、本人からの利用料徴収に係る全額本人負担となる対象収入階層区分の見直し等は行わないこととし、『平成27年地方分権改革に関する地方からの提案への対応について（軽費老人ホーム（ケアハウス）の費用徴収基準の見直しについて）』（平成29年3月23日付け事務連絡）を発出した。</p> |
| 2 | <p>認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件の緩和 （認知症初期集中支援推進事業）</p> | 厚生労働省 | <p>認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、平成27年度から実施している要件緩和を踏まえたチームの設置状況を<u>平成28年度中に調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>平成29年3月10日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、小規模市町村が合同で認知症初期集中支援チームを設置するなど工夫をして設置している具体的な取組について、地方公共団体に提示済。</p> |

教育・文化

| No. | 事項 | 関係府省 | 27年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 |
|-----|--|--|---|--|
| 3 | <p>JETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃 (語学指導等を行う外国青年招致事業)</p> | <p>総務省 外務省 文部科学省</p> | <p>語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、<u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>平成27年度に実施したJET-ALT活用状況調査において、延長等を希望するとした回答は一部であった。 ALTの任用については、各自治体の裁量により実施される中、JET-ALTとしての任用期間の上限を満了した者を引き続き独自に任用する自治体も見られることから、文部科学省では、このような取組も踏まえつつ、5年の任用期間を満了した者を、英語教育のさらなる充実のために、ALT等として独自に任用しようとする自治体に対して例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き独自に任用する場合における支援の検討 ・教員として任用することができる特別免許状制度の活用を促すこと <p>を行っていくものとする。</p> |
| 4 | <p>火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消 (気象業務法)</p> | <p>国土交通省</p> | <p>住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえた適切な対応の在り方について検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> | <p>当該パターンの重複による支障や変更に伴い想定される支障等について、地方公共団体及び住民に対してアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえた「火災信号と津波警報におけるサイレン音の吹鳴パターンの重複に関して実態調査結果を踏まえて留意すべき事項について(通知)」(平成29年3月23日付け気地第248号、消防総第160号)を地方公共団体へ通知した。</p> |

。平成26年～28年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの（既に結論を得られたもの）

平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

土木・建築

| No. | 事項 | 関係府省 | 28年対応方針の内容 | 現在の対応状況の概要 |
|-----|---------------------------|-------|--|--|
| 1 | 生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和（生産緑地法） | 国土交通省 | 生産緑地地区の規模要件（3条1項2号）については、「都市農業振興基本計画」（平成28年5月13日閣議決定）に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることとなった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、 <u>平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> | 生産緑地法の改正を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律」が平成29年4月28日に成立し、同年6月15日に施行された。生産緑地地区の規模要件について、現行法では、一律500㎡以上であったのを、改正法では、市区町村が条例により区域の最低規模を政令で定める基準（300㎡以上500㎡未満）に緩和できることとした。 |